

4. Column③ : 【交通事故】 知っておきたい後遺障害等級認定の実務⑥

● 下肢の後遺障害

当事務所では、交通事故問題についても、多数の案件に対応しております。今回は、後遺障害が「下肢」に残存した場合について解説します。

✓ 下肢とは？

下肢は人間の股関節以降、脚、足のことで、大腿骨、下腿（脛骨・腓骨）、足の足根骨、中足骨から形成されています。後遺障害の対象となってくるのは、交通事故によってこれらの骨を骨折したり、関節を脱臼したりして、治療を続けたものの骨に変形が残ったり、関節が元のように曲がらなくなったり、あるいは切断されるなどして短くなったりした場合です。

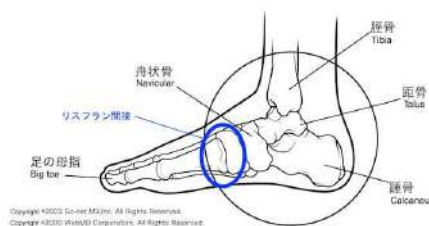
● 下肢の欠損障害

☑ 認定される可能性のある後遺障害等級

等級	後遺障害
1級5号	両下肢をひざ関節以上で失ったもの（①～③） ① 股関節において、寛骨と大腿骨を離断したもの ② 股関節とひざ関節との間において下肢を切断したもの ③ ひざ関節において、大腿骨と脛骨及び腓骨とを離断したもの
2級4号	両下肢を足関節以上で失ったもの（①～②） ① ひざ関節と、足関節つまり足首の関節との間において下肢を切断したもの ② 足関節において、脛骨及び腓骨とを離断したもの
4級5号	1下肢をひざ関節以上で失ったもの（①～③） ① 股関節において、寛骨と大腿骨を離断したもの ② 股関節とひざ関節との間において下肢を切断したもの ③ ひざ関節において、大腿骨と脛骨及び腓骨とを離断したもの
4級7号	両足をリスフラン関節以上で失ったもの
5級5号	1下肢を足関節以上で失ったもの
7級8号	1足をリスフラン関節以上で失ったもの

✓ リスフラン関節とは？

踵とつま先の間あたりにある関節のことです。また、両足をリスフラン関節以上で失った場合は、併合の扱いをするのではなく、組み合わせ等級として定められた4級を認定します。



● 下肢の偽関節・変形障害

☑ 認定される可能性のある後遺障害等級

偽関節（ぎかんせつ）とは、骨折部の治癒がおくれる、または止まってしまい、間接ではない部分が関節のように動いてしまう状態をいい、骨折の後に続発します。

等級	後遺障害
7級10号	1下肢に偽関節を残し、著しい運動障害を残すもの（①～③のいずれか） ① 大腿骨の骨幹部または骨幹部端（以下「骨幹部等」）に癒合不全を残すもの ② 脛骨及び腓骨の両方の骨幹部等に癒合不全を残すもの ③ 脛骨の骨幹部等に癒合不全を残すもの

等級	後遺障害
8級9号	1 下肢に偽関節を残すもの（①～③のいずれか） ① 大腿骨の骨幹部等に癒合不全を残すもので、常に硬性補装具を必要としないもの ② 脛骨及び腓骨の両方の骨幹部等に癒合不全を残すもので、常に硬性補装具を必要としないもの ③ 腓骨の骨幹部等に癒合不全を残すもので、常に硬性補装具を必要としないもの
12級8号	長管骨に変形を残すもの（下記のいずれか） ① 大腿骨に変形を残すもの ② 脛骨に変形を残すもの（腓骨のみの変形でも、その程度が著しいものはこれに該当します） 1 大腿骨又は脛骨の骨端部に癒合不全を残すもの、又は脛骨の骨端部に癒合不全を残すもの 2 大腿骨又は脛骨の骨端部のほとんどを欠損したもの 3 大腿骨又は脛骨（いずれも骨端部を除く）の直径が2/3以下に減少したもの 4 大腿骨が外旋45度以上または内旋30度以上変形癒合しているもので、次のいずれにも該当することが確認されるもの A：外旋変形癒合にあつては股関節の内旋が0度を超えて可動できないこと、内旋変形癒合にあつては股関節の外旋が15度を超えて可動できないこと B：X線写真等により、大腿骨骨幹部の骨折部に回旋変形癒合が明らかに認められること

● 上肢の短縮障害・過成長

短縮障害とは、下肢の一方の長さが短縮し、身体の左右のバランスに問題がおき、日常生活の動作に支障が生ずる後遺障害をいいます。また、過成長とは、骨折などの受傷によって成長が過剰に生じてしまい、反対側の下肢よりも長くなってしまふことをいいます。

☑ 認定される可能性のある後遺障害等級

等級	後遺障害
8級5号	1 下肢を5cm以上短縮したもの
10級8号	1 下肢を3cm以上短縮したもの
13級8号	1 下肢を1cm以上短縮したもの

過成長の場合、短縮障害に準じて以下のとおり等級認定が行われます。

等級	後遺障害
8級相当	1 下肢を5cm以上短縮したもの
10級相当	1 下肢を3cm以上短縮したもの
13級相当	1 下肢を1cm以上短縮したもの

● 上肢の醜状障害

醜状障害とは、外傷ややけどの痕などの傷あと、欠損障害などによって身体の組織にくぼみが残る（組織陥没）状態をいいます。

☑ 認定される可能性のある後遺障害等級

等級	麻痺の程度
14級5号	下肢の露出面に、手のひら大の大きさの痕を残すもの

各部位の詳しい説明は、交通事故サイトへ！
交通事故専門サイト ▶ <http://jiko.nagasesogo.com>

